

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「

総務部	総務課	庶務係長，調査係長，広報係長，経営管理係長，経営企画係長，財産管理係長，情報システム係長
	職員課	人事係長，監察係長，企画調査係長，給与労政係長，人材育成係長
	経理課	財務第1係長，財務第2係長，会計係長
	用度課	制度管理係長，契約係長
	お客さまサービス推進室	管理係長，サービス推進係長，利用促進係長，料金係長，収納施策係長，料金システム係長

」

を

「

総務部	総務課	庶務係長，調査係長，広報係長，財産管理係長，
	経営企画課	経営管理係長，経営企画係長，経営システム係長
	職員課	人事係長，監察第1係長，監察第2係長，企画調査係長，給与労政係長，人材育成係長
	経理課	財務第1係長，財務第2係長，会計係長
	用度課	制度管理係長，契約係長

お客さまサービス推進室	管理係長，サービス推進係長，料金係長，収納施策係長，料金システム係長	

に改め，同条第4項の表水道管路管理センターの部北部配水管理課の項中「，漏水防止係」及び「，漏水防止係長」を削り，同部南部配水管理課の項中「，漏水防止係」及び「，漏水防止係長」を削り，山ノ内浄水場の項を削り，

「

洛西配水場		施設係	施設係長
-------	--	-----	------

を

「

加圧施設管理事務所		施設係	施設係長
-----------	--	-----	------

に改め，同条第5項表以外の部分中「課」の右に「，支所」を加え，同項の表中

「

事業所の名称	課の名称	係の名称	係長の職名
鳥羽水環境保全センター	調整課	事務係，技術係	事務係長，技術係長
	水処理第1課	施設係，処理係	施設係長，処理係長
	水処理第2課	施設係，処理第1係，処理第2係	施設係長，処理第1係長，処理第2係長
	汚泥処理課	施設係	施設係長

を

「

事業所の名	課又は支所	係の名称	係長の職名
-------	-------	------	-------

称	の名称		
鳥羽水環境 保全センター	調整課	事務係，技術係	事務係長，技術係長
	水処理第1課	施設係，処理係	施設係長，処理係長
	水処理第2課	施設係，処理第1係，処理第2係	施設係長，処理第1係長，処理第2係長
	汚泥処理課	施設係	施設係長
	吉祥院支所	施設係，処理係	施設係長，処理係長

」

に改め，吉祥院水環境保全センターの項を削り，同条第6項を次のとおり改める。

6 山ノ内浄水場の廃止及び給水区域再編計画に関する事務を担当させるため，給水区域再編プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を編成する。

第1条第7項中第15号を削り，第18号中「洛西配水場」を「加圧施設管理事務所」に改める。

第1条第7項中第16号から第24号までを1号ずつ繰り上げ，第25号を削り，第26号を第24号とし，第27号を第25号とする。

第1条第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ，第7項の次に次の1項を加える。

8 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所を京都市南区吉祥院東浦町1番地に設置する。

第2条第1項中「配水場及び」を削る。

第2条第3項を次のとおり改める。

3 部に担当部長又は担当課長，室に担当部長，担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長，センター，営業所及び事業所に担当課長，所長補佐，課長補佐，担当課長補佐，担当係長又は主任若しくは職長，浄水場及び課に担当課長，課長補佐，担当課長補佐，担当係長又は主任若しくは職長，支所に担当課長，所長補佐，担当課長補佐，担当係長又は主任若しくは職長，係に担当係長又は主任若しくは職長を置くことがある。

第2条第5項中「経営改革担当部長」を「経営・防災担当部長」に改め，同条第6項中「経営推進担当課長又は経営計画担当課長」を「防災・財産管理担当課長」に改め，同条第10項中「北部特環担当課長又は」を削る。

第3条第5項中「下水道管路管理センター」を削り，同条第6項中「経営改革担当部長」

を「経営・防災担当部長」に、「経営推進担当課長，経営計画担当課長」を「防災・財産管理担当課長」に改め，「，北部特環担当課長」を削る。

第4条第2項中「下水道管路管理センター」を削る。

第5条第2項ただし書中「経営改革担当部長」を「経営・防災担当部長」に改め，同条第6項ただし書中「経営推進担当課長，経営計画担当課長」を「防災・財産管理担当課長」に改め，「北部特環担当課長，」を削る。

第6条総務課の項第12号を次のように改める。

(12) 住民監査請求に関すること。

第6条総務課の項第13号から第19号まで第21号第23号及び第24号を削り，第20号を第13号とし，第22号を第14号とし，第25号を第15号とし，第26号を第16号とし，第27号を第17号とし，第28号を第18号とし，第29号を第19号とする。

総務課の項の次に次の1項を加える。

経営企画課

- (1) 上下水道事業の経営管理の推進，調整に関すること。
- (2) 上下水道事業の経営分析及び評価に関すること。
- (3) 上下水道事業の経営企画に関すること
- (4) 上下水道事業の経営計画に関すること。
- (5) 定期監査，行政監査及び包括外部監査の連絡調整に関すること。ただし，監理課の所管に属するものを除く。
- (6) 外郭団体の指導及び調整に関すること。
- (7) 上下水道事業の業務改善に関すること。
- (8) 料金制度の調査及び研究に関すること。
- (9) 保有資産の活用に関すること。
- (10) 水道及び下水道の利用促進及び増収施策の推進に関すること。
- (11) 水の使用実態等の調査に関すること。
- (12) 情報化の推進に関する調査，企画及び調整に関すること。
- (13) 情報処理システムの統括に関すること。

第6条職員課の項第14号を削り，第15号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条お客さまサービス推進室の項を次のように改める。

お客さまサービス推進室

- (1) 上下水道事業に関する市民からの申出の窓口取扱いに関すること。
- (2) 業務統計に関すること。
- (3) 営業所に関すること。
- (4) 水道料金及び下水道使用料の徴収に関すること。ただし、特定環境保全公共下水道事業（以下「特定下水道事業」という。）に係るものについては、北部地域特定環境保全公共下水道事業（以下「北部地域下水道事業」という。）のうち、地域水道事業の給水区域を除く区域に係るものに限る。
- (5) 給水の開始及び停止に関すること。
- (6) 予納金の精算に関すること。
- (7) 水道メーター損失弁償金の徴収に関すること。
- (8) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の徴収及び精算に関すること。
- (9) 証明手数料の調定及び徴収に関すること。
- (10) 井戸汚水等の認定に関すること。ただし、特環下水道事業に係るものについては、北部地域下水道事業のうち、地域水道事業の給水区域を除く区域に係るもの及び地域水道事業の給水区域の井戸汚水等の初回認定情報の提供に係るものに限る。
- (11) 使用水量と異なる汚水排出量の認定に関すること。ただし、特環下水道事業に係るものについては、北部地域下水道事業のうち、地域水道事業の給水区域を除く区域に係るもの及び地域水道事業の給水区域の井戸汚水等の初回認定情報の提供に係るものに限る。
- (12) 水道料金及び下水道使用料の滞納対策に関すること。ただし、特環下水道事業に係るものについては、北部地域下水道事業のうち、地域水道事業の給水区域を除く区域に係るものに限る。
- (13) 地方自治法附則第6条第3項の規定に基づく下水道使用料の徴収に関すること。ただし、特環下水道事業に係るものについては、北部地域下水道事業のうち、地域水道事業の給水区域を除く区域に係るものに限る。
- (14) 水道メーターの設置及び取替えに関すること（技術的事項に関することは除く。）
- (15) お客さまサービスの充実に関すること。
- (16) お客さまサービス推進室又は営業所において行う水道及び下水道の利用促進及び

増収施策の実施に関すること。

- (17) お客さまニーズの把握に関すること。
- (18) 料金収納施策の推進に関すること。
- (19) 料金システムの運用及び開発に関すること。

第8条施設課の項第3号中「浄水場及び疏水事務所」を「浄水場，疏水事務所及び加圧施設管理事務所」に改め，同条給水課の項第6号中「水道メーターの設置及び取替え」の右に「の技術的事項」を加え，同条配水課の項第5号中「，洛西配水場」を削る。

第10条営業所の款お客さまサービス係の項第6号中「還付」を「精算(受付に限る。)」に改め，同款料金係の項第3号中「精算」の右に「(受付に限る。)」を加える。

第10条水道管路管理センターの部北部配水管理課の款施設管理係の項第1号中「，遠隔監視設備及び減圧弁」を削り，同項に次の1号を加える。

- (6) 担当地域に係る電食の調査及び防止に関すること。

第10条水道管路管理センターの部北部配水管理課の款漏水防止係の項を削る。

第10条水道管路管理センターの部北部配水管理課の款漏水修繕係の項を次のとおり改める。

- (1) 担当地域に係る漏水防止工事の施行に関すること。
- (2) 担当地域に係る給水装置の修繕工事の施行に関すること。
- (3) 担当地域に係る断水及び濁水等に関する広報並びに応急給水に関すること。
- (4) 担当地域に係る特別給水に関すること。

第10条水道管路管理センターの部南部配水管理課の款施設管理係の項第1号中「，遠隔監視設備及び減圧弁」を削り，同項に次の1号を加える。

- (6) 担当地域に係る電食の調査及び防止に関すること。

第10条水道管路管理センターの部南部配水管理課の款漏水防止係の項を削る。

第10条水道管路管理センターの部南部配水管理課の款漏水修繕係の項を次のとおり改める。

- (1) 担当地域に係る漏水防止工事の施行に関すること。
- (2) 担当地域に係る給水装置の修繕工事の施行に関すること。
- (3) 担当地域に係る断水及び濁水等に関する広報並びに応急給水に関すること。
- (4) 担当地域に係る特別給水に関すること。

第10条洛西配水場の款を削り，同条疏水事務所の款の次に次の1款を加える。

加圧施設管理事務所

施設係

- (1) 所に属する器具，資材及び車両の管理に関する事。
- (2) 所に属する工事に関する渉外事務に関する事。
- (3) 加圧施設の維持管理に関する事。
- (4) 遠隔監視設備の維持管理に関する事（水道管路管理センター北部配水管理課及び南部配水管理課の所管に属するものを除く。）
- (5) その他所の庶務に関する事。

第10条鳥羽水環境保全センターの款調整課の項第1号中「車両」の右に「（支所に属するものを除く。）」を加え，同項第2号中「庶務」を削り，「他の課」の右に「及び支所」を加え，同款汚泥処理課の項の次に次の1項を加える。

吉祥院支所

- (1) 下水処理施設の維持管理に関する事。
- (2) 水質に係る水質管理センターとの連絡調整に関する事。
- (3) 支所の庶務に関する事。

第10条吉祥院水環境保全センターの項を削る。

附 則

この規程は，平成25年4月1日から施行する。

（上下水道局総務部職員課）